
民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

○改正のポイント

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三二号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二四号）の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とすることとしている。

○政令第三百三十二号（令和三年十二月十七日）

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とする。
